

厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部（第6回）

平成24年7月26日（木）
17：30～17：45
場所：厚生労働省10階副大臣室

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- (1) 厚生年金基金の平成23年度決算速報について
- (2) 確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について

3. 閉会

〔配付資料〕

議事次第

資料1：厚生年金基金の平成23年度決算速報

資料2：A I J問題を受けた当面の対応について

参考資料1：確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正について（概要）

参考資料2：改正案についての参考資料

平成23年度末の最低責任準備金に対する積立状況
(速報値)

平成24年7月26日
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

1. 集計状況

現存している厚生年金基金数	576
現在までに報告があった基金数 (割合)	572 (99%)

2. 代行割れの状況 (保有資産が最低責任準備金に満たない状況)

代行割れ基金数 (割合)		286 (50%)
代行割れ総額	平成23年度末 (昨年からの増加額)	11,100 億円 (4,800 億円)
	(参考) 平成22年度末	6,300 億円 (212基金)

○代行割れ額の増加の主な要因としては

- ・ AIJ 投資顧問への投資額の毀損による影響
 - ・ 最低責任準備金の計算の際の厚生年金本体の運用利回りの影響
- などが考えられる。

(参考) 最低責任準備金の算定の際に用いる平成23年度の運用利回りは以下のとおり。

- ・ 平成23年4月から12月までは厚年本体の平成21年度の運用利回り (7.54%)
- ・ 平成24年1月から 3月までは厚年本体の平成22年度の運用利回り (▲0.26%)

3. 指定基金の状況

平成23年度末積立状況も踏まえた 指定基金の見込数	100
うち新たに指定が見込まれる基金数	19
(参考) 平成23年度現在の指定基金数	81

※1 当該数値は決算確定前のものであり、修正等があり得る。

※2 平成23年度末時点のAIJ投資顧問への投資分は全額毀損したものと計上。

平成23年度末の最低責任準備金に対する積立状況（AIJ被害基金分）
（速報値）

平成24年7月26日
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

1. AIJ被害基金（81基金）の代行割れの状況

代行割れ基金数（割合）		62（77%）
代行割れ総額	平成23年度末 （昨年からの増加額）	3,000 億円 (1,900 億円)
	（参考）平成22年度末	1,100 億円（36基金）

2. AIJ被害基金（81基金）の指定基金の状況

平成23年度末積立状況も踏まえた 指定基金の見込数	31
うち平成24年度に新たに 指定が見込まれる基金数	17
（参考） 平成23年度現在の指定基金数	14

- ※1 当該数値は決算確定前のものであり、修正等があり得る。
- ※2 平成23年度末時点のAIJ投資顧問への投資分は全額毀損したものと計上。
- ※3 最低責任準備金の算定の際に用いる平成23年度の利回りは以下のとおり。
 - ・平成23年4月から12月までは厚年本体の平成21年度の利回り（7.54%）
 - ・平成24年1月から3月までは厚年本体の平成22年度の利回り（▲0.26%）

AIJ 問題を受けた当面の対応について

1. AIJ 投資顧問に投資残高のある厚生年金基金に関する当面の対応について

(対象：平成 23 年度末において AIJ 投資顧問に投資残高のある基金)

(1) AIJ 投資顧問への投資残高の平成 23 年度決算における取扱い

投資残高の確定時期

9 月末日（決算提出期限）までに
確定した場合

決算における取扱い

→ 平成 23 年度決算に計上

10 月 1 日以降に確定した場合

→ 平成 23 年度決算は全額損失した
ものとして計上し、平成 24 年度
決算で収入として計上

(2) AIJ 投資顧問への投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置

平成 23 年度決算における積立不足のうち、AIJ 投資顧問への投資により生じた不足分に係る掛金については、引上げ期間を最大 20 年から最大 30 年に延長し、急激な掛金上昇による母体企業の経営への影響を緩和する。

2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(対象：厚生年金基金及び確定給付企業年金)

(1) 予定利率の引下げを促進する措置

予定利率の引下げにより生じる積立不足に係る掛金については引上げ期間を最大 20 年から最大 30 年に延長する。

(2) 給付減額基準の明確化等

- ① 現行の給付減額基準の理由要件（「母体企業の経営悪化」又は「掛金負担困難」）を明確化する。
- ② 受給者減額時に希望する受給者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。

※これらの措置は平成 23 年度決算速報を踏まえて行う当面の対応であり、制度の在り方等については、今後厚生労働省においてさらに検討していく予定。

確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに 厚生年金基金関連通知の一部改正について (概要)

I. 改正の趣旨

平成24年7月6日に取りまとめられた「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」の報告書を踏まえ、A I J被害基金における決算の取扱いの明確化と当面の措置を講じるとともに、企業年金制度のより安定的な財政運営の実現を目的とし、予定利率の引下げの促進及び給付減額の手続きの明確化・簡素化を図るため、以下のとおり見直しを行うものである。

II. 具体的な改正内容

1. A I J投資顧問に投資残高のある厚生年金基金における決算の取扱いについて (厚年基金)

- (1) 平成23年度決算提出期限前にA I J投資顧問への投資残高が確定しない場合は、平成23年度末におけるA I J投資顧問への投資残高は、当該投資額のうち特定金銭信託口座に残存する現金を除いて全損したものとして計上し、平成24年度以降の投資残高が確定した際に、当該年度の決算において収入として計上すること。
- (2) 平成23年度決算提出期限前にA I J投資顧問への投資残高が確定した場合は、A I J投資顧問への投資残高は、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を含む。）を計上（ただし、決算手続き上特段の理由がある場合には、当該確定額（特定金銭信託口座に残存する現金を除く。）については平成23年度決算において全損したものとし、平成24年度決算において収入として計上することもできるようにする）。

【「厚生年金基金の財政運営について（平成8年6月27日年発第3321号、以下、「財政運営基準通知」という。）」関係】

2. A I J投資顧問への投資による損失額への掛金対応について（厚年基金）

平成23年度決算における積立不足のうち、A I J投資顧問への投資による損失額に係る積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長する。また、特別掛金の段階引上げを用いる場合の最大5年の段階引上げ期間を最大10年に延長することにより、急激な掛金引上げを抑制する。

【財政運営基準通知関係】

3. 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(1) 予定利率の引下げを促進する措置（DB、厚年基金）

予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却については、最大20年の償却期間を最大30年に延長し、急激な掛金引上げを抑制する。

【確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。）第46条関係】

【「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号）関係】

【財政運営基準通知関係】

(2) 給付減額の手続の明確化・簡素化（DB、厚年基金）

① 母体企業の経営状況に係る減額理由である「母体企業の経営悪化」、「掛金負担困難」を「掛金負担困難」に一本化するとともに、該当基準を明確化する。

② 受給者減額時に希望者に対して支給する一時金について、複数の選択肢を設けることを認める。また、減額の対象を同意者のみとする場合は、当該一時金の措置を講じないこととする。

③ 減額の選択肢を追加する規約変更であって、かつ、変更前後の総給付現価及び各加入者、受給者の最低積立基準額が下がらない場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

【規則第5条・6条関係】

【「確定給付企業年金について（平成14年3月29日年発第0329008号）」関係】

【「厚生年金基金の設立認可について（昭和41年9月27日年発第363号）」関係】

【「厚生年金基金の設立要件について（平成元年3月29日企年発第23号・年数発第4号）」関係】

Ⅲ. 施行期日

上記1については平成23年度決算及び財政検証から適用し、上記2及び3については公布日（発出日）から適用する。

受給者の給付減額を行う場合の現行の理由要件

参考資料②

給付減額することがやむを得ない場合

母体企業が掛金負担することが困難

母体企業の経営状況の悪化
例)

- ・過去5年間程度のうち過半数の期において赤字
- ・複数企業で企業年金を実施している場合は、上記に該当する企業が過半数

又は

掛金額の大幅上昇により、母体企業の掛金拠出が困難
例)

- ・掛金増額が黒字の1割以上
- ・複数企業で企業年金を実施している場合は、上記に該当する企業が全体の2割以上

受給者減額時の希望者に対して支給する一時金の選択肢の拡大

見直し案

受給者減額時に希望者に対して支給する一時金は①の額となっているが、これに加えて、②又は③などの減額前の給付に相当する額として合理的に計算される額を一時金として支給する選択肢を設けることを認める。

- ① 減額前の年金額を長期金利(30年国債の5年平均利回り)で割り引いた額(最低積立基準額)
- ② 減額前の年金額の保証期間分を年金換算率で割り引いた額
- ③ 減額前の年金額を年金換算率で割り引いた額

(例) 退職金を年金原資として年金換算率4%で保証期間分を年金化、終身部分を企業負担で設けている企業年金

